



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *55 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)
*56 和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例 (")

公布された条例のあらまし

◇議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

議会の議員の報酬を減じる期間を1年間延長することとしました。(本則関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

企業局の廃止の伴い、委員会の所管の整備をしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

条 例

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第55号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例(平成16年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第56号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例(昭和31年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条の表建設委員会の項中「、企業局の所掌事項」を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。